

会議顛末書

						記録者	主事 近藤 響英		
供 覧	市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グループ員
	供 覧								
件 名	令和6年度第1回龍ヶ崎市外郭団体連絡調整会議								
年 月 日	令和6年5月24日（金）								
時 間	午前10時30分から午前11時30分まで								
場 所	市庁舎5階第1委員会室								
出 席 者	<p>【会長】坪井総合政策部長</p> <p>【人事行政課】藤平課長 【財政課】富塚課長 【福祉総務課】飯田課長</p> <p>【農業政策課】秋山課長 【文化・生涯学習課】清水課長補佐</p> <p>【企画課（事務局）】岡野課長、田中課長補佐、記録者</p>								
欠 席 者	【副会長】大貫総務部長								
内 容	<p>(1) 外郭団体経営戦略プラン等に係る進行管理について</p> <p>○まちづくり・文化財団経営戦略プラン（企画課所管分）</p> <p>資料に基づき企画課より説明</p> <p>≪主な意見・質疑等≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場事業について、令和5年度実績を鑑みると令和6年度の目標値が低い。 自主事業としてしっかりと収入を得られる事業展開も検討いただきたい。 → 目標の見直しを行い、修正を検討する。 ・ 令和5年度 of 取組状況の中で目標を大幅に達成している項目が存在するが、本資料上における達成割合の表記は100%を上限としているのか。 → そのとおりである。 ・ SNSのフォロワー数が少ないのではないか。 情報発信の強化については施設の指定管理者としても努めるべき内容である。 → これまでイベント等の周知については、市の公式ホームページやSNSによって実施してきたことが現在のフォロワー数に影響していると考えられる。 施設・組織の認知向上も併せて、今後は自ら積極的な情報発信に努めていく。 <p>○まちづくり・文化財団経営戦略プラン（文化・生涯学習課所管分）</p> <p>資料に基づき文化・生涯学習課より説明</p> <p>≪主な意見・質疑等≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞・招聘型事業について、令和5年度全体の入場率はどのくらいであるか。 → 60%である。 								

○まちづくり・文化財団経営戦略プラン（農業政策課所管分）

資料に基づき農業政策課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ レンタルファーム事業について、湯ったり館の休館による影響はあるか。
→ レンタル率も変わっていないことから、現時点で影響は無いと認識している。

○社会福祉協議会 経営推進プラン

資料に基づき福祉総務課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ 職員の世代構成に大幅な偏りがある。人員の確保については、市職員の実務研修をはじめとした選択肢もあることから一丸となって検討していきたい。
- ・ 採用計画の検討については、将来担っていく事業を整理することが重要である。ひまわり園やあざみの事業所運営等に関しても、民間サービスの動向を踏まえて検討していただきたい。
- ・ 50代の職員が多いと認識しているが、直近では何名程度職員を採用しているのか。
→ 直近では若手を1名のみ採用した。
- ・ 新規の採用にあたっては経験者や有資格者に加え、福祉の気持ちを持ち合わせる人材が求められる。
- ・ 次期計画の策定については、未達成の項目や課題に目を向けつつ、具体的な数値目標が設定できるとよい。
- ・ 配置・採用計画はどこが主体となって作成していくのか。
→ 社会福祉協議会が主となることが想定されるが、今まで検討が進まなかったことがかねてより課題であるため、人事行政課等にも助言を求めながら、所管課も参加していく予定である。
- ・ 福祉の店の来客数はどのくらいか。
→ 具体的な人数は把握できておらず、これまで実習生の受け入れ人数や開店日数しか集計していないことも課題であると感じている。

○シルバー人材センター中長期計画

資料に基づき福祉総務課より説明

《主な意見・質疑等》

- ・ シルバー人材センターに対する苦情等が市に寄せられたこともあるため、会員のマナー向上には引き続き努めていただきたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員は全員が何らかの仕事に就いているのか。 →就業率は 65.5%であり、イベントにのみ参加している者もいる。 <p>(2) その他 事務局より、外郭団体の見直し方針案を策定し今後庁議付議する旨を報告。</p>		
要措置事項			
情報公開	公開	非公開(一部非公開を含む)とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
	非公開	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	